

第 2号様式（第 4条関係）

行 政 文 書 公 開 決 定 通 知 書

7 総 総 第 22 号
令和 7年 5月 1日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和 7年 4月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	令和 7年 4月21日幹部会メモ		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 7年 5月 1日以降	午前 午後 時
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 総務局総務課 TEL 052-972-2102		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

7 総 総 第 23 号
令和 7年 5月 1日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和 7年 4月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長、副市長、各局室長、中村区長、中区長、総務局担当局長（企画調整）、総務局企画部長、市長室次長、総務局総務課長 令和 7年 4月21日に開催された「幹部会」録音・録画
公開しない理由	請求に係る行政文書を取得、作成しておらず不存在であるため、非公開とします。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 総務局総務課 TEL 052-972-2102

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、 6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

4月21日（月）幹部会

●市長発言

（個人情報不正取得、漏えいについて）

・職員同士が職務上知りえた情報を互いに漏えいしていた事例があった。どちらかが「良くない」と声を上げれば発生しなかったのではないか。こうした事例が発生すると市民からの信頼が揺らいでしまう。こうした事例が昨年度に引き続き2件続くのは異常だと思う。今後はこういったことが二度と無いように幹部の方も含めて気を引き締めるとともに、改めて個人情報保護の趣旨および関係法令の遵守に取り組んでほしい。

（事務処理誤りについて）

・今年度すでに事務処理誤りが5件発生しており、非常に多い。年度替わりによるミスも一定あるかと思われるが、それにしても件数が多い。注意喚起をしていただくとともに、幹部から率先してルールを守るということをしっかりと行ってほしい。

（中区の不発弾処理について）

・3/20に発見された不発弾について、昨日処理が完了した。当日は、警戒区域内の避難や交通規制などで、市民生活に大きな影響があったが、住民や警察、陸上自衛隊、区政協力委員、消防隊員の皆様など、多くの方の協力もあり、混乱なく処理が終えられ感謝申し上げます。中区において発見された不発弾については、すべて撤去が完了した。

（アジア・アジアパラ競技大会のボランティア募集について）

・4/20時点で6,467人、66.12%の募集状況となっている。7割超えは見えてきたが、100%を超えるのは難しいため、より一層募集に力を入れる必要がある。オール名古屋市役所で最後の一日まで一人でも多くの方に参加いただけるよう、各局区室もいろいろな場面を通じて呼びかけを行っていただきたい。

（各局報告後）

●松雄副市長発言

（名古屋城・公館について）

・3/21の中日新聞の記事に、市公館の横に日本一の三の丸庭園があったとの記事が掲載されていた。現地を見ると立派な石が積まれていた。桃山時代に作られたという説や陸軍が名古屋城の二の丸御殿をつぶす際に石を運んだという説があるが、本当はどうかの調査をしてほしい。特別史跡の一部であるため、本当に庭であるならば、史跡として残すのか、庭として作庭するのか、あるいは何もしないのか。管理をしている緑土、観文、教育には調査をしていただき、報告してほしい。また、天皇が名古屋に訪れたという歴史があり、明治天皇が10回、大正天皇が42回、昭和天皇が9回名古屋城の本丸御殿にお見えになっている。本丸御殿が使えなくなった後、公館が陸軍の偕行社として使われていたことから、天皇陛下が何度も宿泊されたとも聞いた。本当であれば、公館の歴史的価値が非常に高まるので、調査をしていただき、報告してほしい。

（大阪・関西万博について）

・先週の金曜日に休暇をもらって万博に行ってきた。大変面白く、スムーズに観覧することができた。女性のボランティアが多く配置されており、外国人の方に対して英語でスムーズに対応していた。地下鉄に乗車する際や降りてからも案内等の誘導が丁寧になされており、スムーズに万博会場に行くことができるようになっていた。万博とスポーツ大会といった違

いはあるが、アジア大会も近づいていることから、ぜひ見に行ってください、大阪市がどのようなおもてなしを行っているかを体感していただきたい。